

## ～ 共通基準 ～

- ① 主原料は国産に限ります。
- ② 原料として使用していないもの
  - ・ 遺伝子組み換えを行った農産物ならびにその加工食品
  - ・ 採卵鶏の飼育に遺伝子組換え飼料を用いて生産された鶏卵
  - ・ たんぱく加水分解物、エキス類
- ③ 使用する調味料等について
  - ・ 食塩の原産地は問いません。
  - ・ 砂糖については、サトウキビまたはテンサイ（砂糖大根）を原料とするものに限り、異性化糖、還元水飴、各種甘味料等は使用していません。  
ただし、原料のデンプンが遺伝子組換え作物でないことが証明できる水飴（麦芽糖を含む）については使用可としています。  
なお、果実ジャム、果実ソース、野菜ジャムについては砂糖の原産地を国産に限ります。  
その他の品目では砂糖の原産地を問いませんが、遺伝子組み換え作物でないものとしています。
  - ・ 調味料（だし醤油・ぼん酢しょうゆに使用する醤油、及びマヨネーズ・ドレッシングに使用する食酢を除く、しょうゆ、酒、みりん等）の主原料の原産地は問いませんが、遺伝子組み換え作物でないものとしています。
  - ・ 香辛料の産地は問いませんが、抽出物の使用は不可としています。
- ④ 加工助剤として使用するものを含む食品添加物について
  - 品目別の基準に記載がある（食品製造上不可欠なもの）ものを除き使用していません。  
（例：豆腐に使用される消泡剤、食用油に使用されるヘキサン、化学調味料等は一切使用していません）
- ⑤ 製品に付属するタレ、つゆ、ソース等は審査基準の対象外とします。